

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

[07]
2026

サッカーW杯で、連日”寝不足”の方も、少なくないかもしれません。。

日本人の誰もが、今日まで日本が確実に着実に強くなってきている！ことを、強く実感されていることと思います。メルマガ本文では、そんな強くなってきた背景にあるもの・・・も探ってみました。



給与等の源泉徴収事務に影響する改正のポイント

- ◆通勤時の駐車場代 非課税となるかの判断ポイント
- ◆2026年度の労働保険の年度更新
- ◆企業はどのようなリスクを重視しているか

給与等の源泉徴収事務に影響する改正のポイント

令和7年度に続き、令和8年度税制改正においても、給与等の源泉徴収事務に影響する改正が行われています。令和8年分に影響する改正の概要と反映時期を確認しましょう。

影響を及ぼす改正とは

令和8年度税制改正では、令和7年度に続き、物価上昇局面への対応が行われました。これにより、令和8年分の所得税において、主に次の項目が見直されています。

(1) 給与所得控除

給与所得控除の最低保障額が、特例分を含めて次のとおり引き上げられました。

給与等の収入金額	[改正後] 給与所得控除額 (うち特例分)
220万円以下	74万円 (5万円)

(注) 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はない

ただし、上記範囲内であっても、下表のとおり給与所得の金額が別途定められている場合もあるため、注意が必要です。

給与等の収入金額	左記に係る給与所得の金額
69万1,000円以上 74万1,000円未満	なし
74万1,000円以上 219万1,000円未満	収入金額－74万円
219万1,000円以上 219万3,000円未満	145万1,000円
219万3,000円以上 219万6,000円未満	145万3,000円
219万6,000円以上 220万円未満	145万6,000円

参考：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

(2) 基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下の場合の控除額を62万円に引き上げ、居住者のうち655万円以下には特例分を

加算した結果、下表のとおりとなります。

合計所得金額	[改正後] 基礎控除額 (うち特例分)
489万円以下	104万円 (42万円)
489万円超655万円以下	67万円 (5万円)
655万円超2,350万円以下	62万円

(注) 合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はない
参考：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

(3) 扶養親族等の所得要件

上記基礎控除の引き上げに伴い、次のとおり要件が改正されました。

区分	[改正後] 所得要件※
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下
特定親族	62万円超123万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超133万円以下
勤労学生	89万円以下

(※) 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件

出典：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

源泉徴収事務への反映時期

令和8年の給与等に係る源泉徴収事務は、令和7年と同様、11月まで変更はありません。前記(1)および(2)の改正は12月の年末調整時に、(3)の改正は12月1日以後に支払う給与等から適用されます。

なお、(1)および(2)の改正が「源泉徴収税額表」に反映されるのは、令和9年分からです。

通勤時の駐車場代 非課税となるかの判断ポイント

通勤に係る駐車場代は、一定の要件を満たす場合に、月額5,000円を上限として通勤手当の非課税限度額に含める取扱いとなりました。国税庁のQ&A※をもとに、実務上のポイントを整理します。

自宅付近は対象外

今回の対象は、勤務先の周辺や、通勤で利用する駅・停留所などの周辺にある駐車場等の利用に限定されています。そのため、たとえば**自宅付近にある駐車場等は対象外**となります。

駐輪場も対象

通勤のために使用するものであれば、自転車やバイクの駐輪場も「駐車場等」に含まれます。

2km未満は対象外

今回の取扱いは、自動車等の交通用具を使用して通勤する人が、一定の要件を満たす駐車場等の料金を負担することを常例とする場合に、対象となります。ただし、**片道2km未満である人は除かれます**。これは単に通勤距離だけでなく、たとえば自宅から最寄り駅まで自動車を利用する場合でも、その距離が片道2km未満であれば、最寄り駅周辺に駐車する場合であっても対象外となります。

非課税限度額の計算

対象となった場合の非課税限度額は、通勤の状況に応じた非課税限度額に、1ヶ月あたりの駐車場等の料金相当額（上限5,000円）を含めた合計額となります。

○具体例

【前提】

自動車を利用した通勤距離が片道50kmで、勤務先近くの駐車場（1ヶ月あたりの料金8,000円）を利用

[非課税限度額 37,300円]

(内訳)

- 通勤距離に応じた非課税限度額
片道45km以上55km未満: 32,300円
- 1ヶ月あたりの駐車場等の料金相当額: 5,000円
(8,000円 > 5,000円 ∴ 5,000円)

通勤手当		課税される金額
支給額	内訳	
ケース① 40,300円	・通勤距離に応じた分32,300円 ・駐車場代分8,000円	3,000円 (40,300円-37,300円)
ケース② 35,000円	なし（内訳を区分せず支給）	課税なし (非課税限度額を下回るため)

会社が代わりに契約

従業員が選んだ駐車場を会社が代わりに契約し、その料金を負担した場合は、実態として、駐車場代相当額の通勤手当を支給したのと同じと変わりません。そのため、**通勤手当を支給したものとして**、非課税限度額の計算を行います。

今回の取扱いは、原則、令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されており、開始間もない制度です。そのため、疑問に感じる点や判断に迷うケースもあります。実務で適用する際には、事前の確認が重要です。

(※) 国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正に関する Q&A (令和8年4月)」

2026年度の労働保険の年度更新

労働保険の年度更新では、前年度の確定保険料と今年度の概算保険料を計算し、6月1日から7月10日までの間に申告・納付します。ここでは2026年度のポイントをまとめました。

一部、申告書の送付がなくなります

例年5月末から6月頭に、労働保険の年度更新のための申告書が送付されます。一般に、紙で申告を行う場合は、この申告書を用います。

なお、2026年度から、労働保険の電子申請が義務付けられている法人には、送付されません。代わりに、電子申請に必要な情報を記載した通知書等が送付されます。これは電子化に伴う大きな流れの一環といえます。

■ 紙の申告書を送付されない法人 (電子申請が義務付けられている法人)

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社(保険業法)
- 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- 特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

2026年度の労働保険料率

2026年度の労働保険料率の改定は、下表のとおり実施されました。

■ 2026年度の改定状況

労災保険率	変更なし
一般拠出金 ^{※1} 率	変更なし
雇用保険料率	2026年4月1日より改定

※1 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金

労働保険の年度更新における確定保険料・概算保険料の計算では、各年度の保険料率を用います。2026年度は、改定のあった雇用保険料率にご注意ください。

2025年度の 確定保険料	→	2025年度の保険料率 を用いて計算
2026年度の 概算保険料	→	2026年度の保険料率 を用いて計算

口座振替の利用

労働保険料は、納付書での納付のほか、口座振替でも納付できます。利用には、事前に手続きが必要です。なお、労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合の指定する期限をご確認ください。

■ 労働保険料の納期限等(2026年度)

口座振替を利用しない場合の納期限

第1期	第2期 ^{※2}	第3期 ^{※2}	第4期 ^{※3}
7月10日	11月2日	2月1日	3月31日

口座振替納付日

第1期	第2期 ^{※2}	第3期 ^{※2}	第4期 ^{※3}
9月7日	11月16日	2月15日	3月31日

※2 第2期、第3期は、延納が認められた場合に対象

※3 第4期は分割納付を利用している単独有期事業のみ対象

■ 口座振替の申込締切日(2026年度)

全期・第1期の申込は、すでに締め切られているため、口座振替に切り替えることはできません。第2期以降に口座振替に切り替えるには、以下の期日までに手続きが必要です。

第2期から開始	第3期から開始	第4期から開始
8月14日	10月13日	1月7日

企業はどのようなリスクを重視しているか

企業が事業を継続していくためには、経営環境の変化やリスクに対応していくことが求められます。ここでは今年3月に発表された調査結果※から、企業がどのようなリスクを想定しているか、どのようなリスクを重視しているかをみていきます。

7割がリスクを想定

上記調査結果によると、回答企業全体の72.3%がリスクを具体的に想定して経営を行っているとは回答しています。現在検討中も18.5%となっており、あわせると90%を超えています。

地震のリスクが90%超に

同調査結果から、リスクを具体的に想定して経営を行っている企業と、現在検討中の企業が重視しているリスクをまとめると、下表のとおりです。

全体では地震が91.4%で最も高く、次いで感染症（新型インフルエンザ等）が59.3%となりました。なお、地震は企業規模を問わず最も高くなっています。次いで感染症（新型インフルエンザ等）が、すべての規模で2番目に高い状況です。その他、火災・爆発、洪水（津波以外）、通信（インターネット・電話）の途絶、津波などを重視する企業が多くなりました。

国際情勢の緊迫化によるリスクも高まる昨今、事業環境の不確実性が増しています。貴社ではどのようなリスクを想定し、対策を講じているでしょうか。

企業が重視しているリスク（複数回答、%）

	地震	津波	洪水（津波以外）	土砂災害	風害	雪害	感染症（新型インフルエンザ等）	火災・爆発	大気・土壌・海洋汚染等の環境リスク	テロ・紛争（国内外）
全体	91.4	42.8	47.9	19.4	25.1	18.8	59.3	49.5	9.5	11.9
大企業	96.7	60.1	63.4	31.0	36.3	26.0	71.1	58.3	16.0	22.6
中堅企業	92.2	46.5	48.1	20.7	23.7	18.8	62.0	43.9	7.3	7.6
その他企業	89.3	35.2	42.9	15.0	22.3	16.5	54.1	49.7	8.7	10.8

	他国からのミサイル攻撃	インフラ（道路等の交通インフラ）の途絶	インフラ（水道、ガス等）の途絶	通信（インターネット・電話）の途絶	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	取引先企業の倒産・事業中断	物流網の断絶による仕入品の欠品	経営幹部の突然の喪失	テレワーク等による従業員とのコミュニケーション不足	リスクを特定していない
全体	4.9	27.5	27.6	47.4	28.8	18.8	15.7	6.8	5.9	0.5
大企業	12.2	37.8	34.9	57.7	45.1	30.0	28.4	9.4	6.1	0.2
中堅企業	2.6	27.8	30.8	48.0	27.2	17.4	16.7	6.4	5.9	0.0
その他企業	3.9	24.1	23.6	43.8	24.5	16.1	11.0	6.3	5.8	0.9

内閣府防災担当「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」より作成

※内閣府防災担当「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」

企業規模別（大企業、中堅企業、その他企業）に分類した調査対象5,052社に対し、2025年11月～12月に行われた調査です。有効回答数1,759社、回収率は34.8%です。企業規模の詳細等は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoyou/pdf/r7_chosa.pdf

企業の人材不足への対応状況

人材不足の状態にある企業は、依然として少なくないと思われます。ここでは、今年4月に発表された調査結果※から、企業の人材不足の状況や人材不足への対応状況などをみていきます。

人手不足感が8割に

上記調査結果から企業の人手不足感をまとめると表1のとおりです。

【表1】企業の人手不足感 (%)

求人を出しているが、人手を確保できていない	59
求人を出したいが、人件費等が負担で出せない	2
人手不足感はあるが求人を出すほどではない	7
人手不足感はあるが、上記に該当無し	13
人手不足感無し	19

財務省「地域企業の人材戦略（特別調査）」より作成

人手不足感無しと回答した企業は19%で、8割以上の企業で人手不足感があるという結果になりました。中でも、求人を出しているが、人手を確保できていない企業は59%と、人材確保が難しい企業が多いこともわかります。

なお企業規模別では、中小企業で人手不足感がない割合が最も少なくなっています。

人材獲得策の強化に注力

人手不足への対応策として、現状注力している対応策（以下、現状）と今後注力していく取組（以下、今後）を企業規模別にまとめると表2のとおりです。

現状では、企業規模を問わず人材獲得策の強化とする企業が多いことがわかります。今後についても同様です。

現状と今後の差に注目すると、AI活用と自動化・省人化投資、AIロボティクスの活用は、企業規模に関わらず、現状よりも今後の方が高くなりました。人材不足への対応に、AI等を取り入れようとする企業が多いようです。

人材不足への対応が必要な企業では、自社の現状を分析し、AI活用だけでなく自社でできるさまざまな対応策を実施していくことが重要です。

【表2】企業の人手不足への対応策と今後の取組（複数回答、%）

	中小企業		中堅企業		大企業	
	現状	今後	現状	今後	現状	今後
人材獲得策の強化	77	67	79	65	79	65
既存従業員の配置転換、残業等での対応	39	25	42	26	43	31
多様な人材活用	39	35	35	38	43	38
既存従業員のリスクリング・高付加価値化	35	36	37	40	46	45
自動化・省人化投資	30	38	28	43	43	50
アウトソーシング	22	20	24	22	24	19
AI活用	18	31	26	39	39	51
AIロボティクスの活用	3	9	3	11	12	20
操業短縮	7	8	5	8	6	6

財務省「地域企業の人材戦略（特別調査）」より作成

※財務省「全国財務局管内経済情勢報告概要（令和8年4月）地域企業の人材戦略（特別調査）」

各財務局が管内経済情勢報告を取りまとめる際に、従来から継続的にヒアリングを行っている企業等を対象として、2026年3月上旬～4月上旬に行われた調査で、回答企業数は（全国計1,094社）です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/202601/index.html

夏季休暇がある場合は、事前取引先にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

01 所得税の予定納税額の減額申請



7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

02 労働者死傷病報告（休業4日未満）の提出



従業員が業務上の事故・疾病で1日から3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

03 国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請



保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定されます。

04 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出



7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月から6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

05 障害者の法定雇用率引き上げ



2026年7月より、民間企業の障害者の法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象となる企業の範囲も従業員37.5人以上に拡大されます。自社の雇用率を確認するようにしましょう。

06 熱中症対策



この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。具体的な熱中症対策について、厚生労働省や総務省消防庁、環境省の情報も参考にして対策を行いましょう。

07 夏季休暇にまつわる諸業務



夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握しておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

- ◆防犯・防火対策 → 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。
- ◆郵便など配達物の扱い → 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせてみましょう。
- ◆休暇中に出勤する社員・社員の休暇中の連絡先の把握 → 緊急連絡に備えておきましょう。

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出期限があります。期限に遅れないよう、余裕をもって進めましょう。

日	曜日	六曜	項 目
1	水	先負	●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始 ●令和8年度全国安全週間（～7月7日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
2	木	仏滅	
3	金	大安	
4	土	赤口	
5	日	先勝	
6	月	友引	
7	火	先負	小暑
8	水	仏滅	
9	木	大安	
10	金	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限（1月～6月分） ●労働保険の年度更新期限（6月1日～） ●社会保険の算定基礎届の提出期限
11	土	先勝	
12	日	友引	
13	月	先負	
14	火	赤口	
15	水	先勝	●所得税の予定納税額の減額申請期限 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限
16	木	友引	
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	
20	月	赤口	海の日
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	先負	大暑
24	金	仏滅	
25	土	大安	
26	日	赤口	
27	月	先勝	
28	火	友引	
29	水	先負	
30	木	仏滅	
31	金	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（6月分） ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の4月～6月の労災事故について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●所得税の予定納税納期限（第1期分）